

全国農学系学部長会議規約

(名称)

第1条 本会は、全国農学系学部長会議と称する。

(目的)

第2条 大学における農学の教育研究の振興を図り、もって関連する産業と生活基盤の持続的発展に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 全国の農学系学部等の長をもって本会の会員とする。

2 農学系学部等とは、農学部、獣医学部、水産学部、農学生命科学部、生物生産学部、生物資源学部、繊維学部、環境科学部等の農学に関わる学部及び学類等、並びに単科大学をいう。

(組織)

第4条 本会の下に以下の地区会議を置く。

- (1) 北海道・東北地区
- (2) 関東・甲信越地区
- (3) 東海・近畿地区
- (4) 中国・四国地区
- (5) 九州・沖縄地区

2 地区会議に地区代表及び幹事各1名を置く。但し、関東甲信越地区は幹事を2名置くものとする。

3 地区代表は、地区会議を統括する。幹事は、地区代表を補佐すると共に本会議の幹事を兼ねる。

4 地区会議の運営並びに地区代表及び幹事の選出に関しては、各地区会議において定める。ただし、地区代表と幹事は、異なる大学から選出する。

(役員等)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 幹事 6名
- (4) 監査 2名

2 会長は本会を統括する。副会長は会長を補佐する。幹事は本会の運営にあたる。監査は、本会の会計を監査する。

3 会長は、地区代表の互選により選出する。

4 副会長は、会長以外の地区代表4名とする。

5 幹事は各地区から選出された幹事6名をもって充て、代表幹事1名を互選する。

6 監査は、代表幹事の所属する地区の互選により選出する。

7 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じたときは、その後任の学部等の長をもって充てるものとし、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第6条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農学の教育研究に関する重要事項について審議し、関係諸官庁に建議すると共に諮問に対して審議し答申する。
- (2) 農学系学部等の連絡調整及び情報交換
- (3) 農学の教育研究に関する社会的啓発、国際協調等の活動
- (4) 農学の教育研究に関する評価について審議し答申する。
- (5) その他必要な事項

(会議)

第7条 本会の事業遂行のため、次の会議を開く。

- (1) 定期会議 春秋2回
 - (2) 臨時会議 必要に応じて開催
- 2 前項の会議に次に掲げる者を出席させることができる。
- (1) 会員以外の国立、公立及び私立大学の関係学部長等
 - (2) 会員の所属する大学・学部の事務長等

(当番校)

第8条 会議の開催のために、当番校を定める。

- 2 春季定期会議の当番校は、関東甲信越地区の農学系学部等の持ち回りとし、秋季定期会議の当番校は、前記以外の大学の持ち回りとする。臨時会議は、原則として春季定期会議の当番校が開催する。

(会費)

第9条 会員校は、本会の事業遂行のため、別に定める年会費を納めるものとする。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(常置委員会等)

第10条 本会に常置委員会を置き、各常置委員会は次の所管事項を審議する。

- (1) 第一常置委員会 農学系の教育に関する基本事項
- (2) 第二常置委員会 農学系の研究に関する基本事項
- (3) 第三常置委員会 大学・学部等の組織運営に関する事項
- (4) 第四常置委員会 農学の教育研究の社会的啓発、国際協調等に関する事項

- 2 常置委員会の所属は、2年ごとのローテーションとする。

- 3 必要に応じ本会に臨時委員会を置くことができる。

第11条 本会規約の変更は、会議における出席会員の3分の2以上の議決による。

附 則

本規程は、昭和24年10月26日から施行する。

附 則

本規程は、昭和41年10月13日から施行する。

附 則

本規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、昭和57年6月3日から施行する。

附 則

本規程は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成6年6月8日から施行する。

附 則

本規約は、平成11年10月28日から施行する。

附 則

本規約は、平成12年10月18日から施行する。

附 則

本規約は、平成13年6月8日から施行する。

附 則

本規約は、平成13年10月17日から施行する。

附 則

本規約は、平成16年10月21日から施行する。ただし、私立大学から選出する副会長は平成17年度役員から適用する。

附 則

本規約は、平成19年10月11日から施行する。ただし、私立大学から選出する幹事は平成19年度役員から適用する。

附 則

本規約は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

本規約は、平成23年10月13日から施行する。

附 則

本規約は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

本規約は、令和3年5月12日から施行する。